

第19回柏市農業委員会総会議事録

1 令和5年2月10日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会
会長染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 別館4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
4番	大宮	茂男	5番	成嶋	君美
6番	飯野	文夫	7番	坂卷	洋行
8番	石井	マサ子	9番	岡田	英夫
10番	寺島	和彦	11番	村越	等
12番	橋本	英介	14番	平川	徹
15番	染谷	茂	16番	山崎	明久

16名中14名出席

<農地利用最適化推進委員>

18番	小川	克己	20番	染谷	織恵
25番	濱嶋	静	31番	坂卷	儀治

15名中4名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

3番	遠藤	秀生	13番	谷田	貝和代
17番	友野	博之	19番	栗原	豊
21番	大塚	信幸	22番	豊田	佐智子
23番	木村	寿	24番	関根	勝敏
26番	富澤	英三	27番	林	敏夫
28番	飯田	利明	29番	石井	一美
30番	砂川	晴彦			

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 寺嶋 浩
次長 杉浦 清

副主幹 原 田 圭 介
主 事 茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (4) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 本日は、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第19回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中14名、推進委員15名中4名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは指名をいたします。

酒巻寿雄委員，大宮茂男委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程２ 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

今月の担当は，第３調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，山崎委員長よろしくお願ひいたします。

山崎委員長 農地第３調査会は，去る２月２日，３日，令和４年度第１１回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条３件，第５条２件，主たる従事者証明３件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和４年１０月に開催された第１５回総会の議案第１号から２号の１１件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは，日程３ 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番について，ご報告します。

調査会資料は，3ページからになります。

本件は，北柏在住の譲受人が，自作地から近く耕作しやすいため，また，松戸市在住の譲渡人は，相続で取得したものの耕作出来ないため，売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は，弁天下の畑●筆●，●●●㎡で，●●，●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を，山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番について，ご報告します。

調査会資料は，5ページからになります。

本件は，神奈川県横浜市在住の譲受人が，既存の持分と併せて耕作するため，また，明原在住の譲渡人は，農業経営が困難となったため，売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は，松ヶ崎の畑●筆計●，●●●.●㎡で●●●，●●●等を

栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

譲受人は横浜市在住となっておりますが、横浜市に在住しているんですか。

山崎委員長 はい、現在横浜市在住です。

成嶋委員 横浜市から、耕作のためにここまで通うわけですか。

山崎委員長 柏市には実家があり、親御さんがいらっしゃって、譲受人は耕作のほか、自宅の用事で週2日はこちらに帰って来ているそうです。

成嶋委員 それじゃ泊まりで来てやるわけですね。

山崎委員長 泊まりかどうかまでは聞いていませんが、大体週2日は通ってきているそうです。

議長 はい、飯野委員どうぞ。

飯野委員 私から少しお話させていただきますが、ポピー、菜の花と

いうことで、ずっと景観植物をやっておられる方なので、概ね場所も特定できますが、まだ親御さんも元気でいらっしゃって、多分一緒に耕作されていると思いますので、大丈夫なのでしょう。

成嶋委員 分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、10ページからになります。

本件は、印西市在住の譲受人が、自宅から近く耕作しやすいため、また、印西市、埼玉県越谷市、みどり台在住の譲渡人3名は、相続で取得したものの耕作出来ないため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、千間橋の田●筆●，●●●㎡で、●を栽培する計画です。譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞様でした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、3番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、売買を伴う、車両置場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●筆、●, ●●● m²です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、市川市で自動車販売業を営む法人で、事業拡大に伴い、近隣の車両オークション会場にも近い申請地へ、新たに車両置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、販売用車両●●●台分の駐車スペースを設け、場内は砂利敷きとし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、外周は既存フェンスを活かしつつ、一部、新たに丸木トラロープを設置、隣接農地との境界には築堤を設け、土砂等の流出を防止します。

また、工事中は、誘導員を配置して安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この位置図では場所がよく分からないのですが、どの辺りでしょうか。

山崎委員長 国道16号千葉方面から藤ヶ谷交差点を右折して300メートルほど行った左側です。

酒巻委員 ああ、分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、16ページからになります。

本件は、売買を伴う、資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、鷺野谷の畑●筆，●●●m²です。

おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しましたが、既存施設の拡張で、拡張面積が既存面積の2分の1を超えない為、許可の例外と認めるものです。

譲受人は、市内で建設業を営む法人で、事業拡大に伴い、既存施設に隣接する申請地へ、新たに資材置場を拡張する計画に至ったものです。

計画内容は、単管パイプや鉄板等、建設資材を保管するもので、場内は砂利敷きとし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、外周は新たに丸木トラロープを設けます。

また、工事中は、誘導員を配置して安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞様でした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

許可の例外について、もう少し説明をしてもらいたいんだけども。

議長 では、事務局お願いします。

事務局 それでは、例外許可についてご説明させていただきます。

第1種農地については、原則農地転用ができない土地となりますが、既存の施設の拡張に伴う場合で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1未満である場合には、例外的に許可が認められるというものです。

成嶋委員 じゃ既存施設がないときは、認められないということですね。

事務局 全てではありませんが、原則、認められません。

成嶋委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、2番を承認いたします
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、20ページからになります。

本件は、向原町在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は篠籠田の畑●筆●●●m²です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の父が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、22ページからになります。

本件は小青田在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は小青田の畑●筆●,●●●m²です。

申請理由は、主たる従事者である本人が故障し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

坂巻洋行委員 今回の生産緑地部分を差し引いた残りの農地がありますが、この先どうされていくのでしょうか。

山崎委員長 残っているのは田なので、すべて貸して作ってもらっているそうです。

坂巻洋行委員 分かりました。

議長 そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番を承認いたします。次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を、山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、24ページからになります。

本件は高田在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出をするための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は高田の畑●筆●, ●●● m²です。

申請理由は、主たる従事者である申出者の父が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労様でした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番を承認いたします。

議案第3号採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1から、その2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第4号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、藤心に在住の農業者が藤心の畑●筆、面積●，
●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その1を承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第2番は、布施に在住の農業者が布施下の田●筆、面積●，
●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第3番は、片山に在住の農業者が千間橋の田●筆、面積●，
●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第4番は、布施に在住の農業者が弁天下の田●筆、合計面積●●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第5番は、千葉市に所在する農地所有適格法人が五條谷の畑●筆、面積●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第6番は、布瀬に所在する農地所有適格法人が金山の田●筆、水道橋の田●筆、合計面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第7番は、若白毛に在住の農業者が若白毛の畑●筆、合計面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その2を承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

3月6日月曜日、7日火曜日が調査会で、6日は午前9時から、7日は午後1時から、別館4階第5会議室でございます。

担当は、農地第4調査会です。

3月10日金曜日が総会で午後2時から、別館4階第5会議室でございます。

これをもちまして、第19回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時40分閉会)